

笹谷及び南矢野目市有地の公募に係る審査要領

1. 審査方法

①配点

「事業内容」に対する評価点（以下、事業点）と「価格」に対する評価点（以下、価格点）の配点は、【表1】のとおりとする。

【表1】

区分	配点
事業点（事業内容に対する評価点）	70点
価格点（価格に対する評価点）	30点
合計点	100点

②最低基準点

ア 事業点と価格点の合計の6割（60点）を最低基準点とし、最低基準点以上と採点された場合のみ優先交渉権者として決定する。

イ 全ての応募者が最低基準点に満たない場合、事業点と価格点の合計点が最も高い応募者に対して事業提案書の修正を求め、修正の結果、最低基準点を上回る提案書になったと審査委員会において認められた場合は、当該応募者を優先交渉権者とする。

③選定方法

ア 事業点と価格点の合計が最も高い応募者を優先交渉権者、次に高い者を次点交渉権者として選定する。

イ ただし、複数応募者の事業点と価格点の合計が同点となった場合は、事業点の高い応募者を上位者とする。

2. 評価点

①事業内容の審査方法

ア 審査は、5段階で行う（特に優れている、優れている、普通、やや劣っている、劣っている）。

イ 各評価に対応する評価点は、評価項目の重要度に応じて、【表2】のとおり3パターンとする。

【表2】

評価項目 \ 評価	特に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
・核となる施設の施設計画	40点	32点	24点	16点	8点
・複合する施設	10点	8点	6点	4点	2点
・地域連携	5点	4点	3点	2点	1点
・地域防災	5点	4点	3点	2点	1点
・景観及び周辺環境への配慮	5点	4点	3点	2点	1点
・動線計画	5点	4点	3点	2点	1点

②事業点の計算方法

各委員が「審査表」に基づき、事業内容を評価・採点し、評価項目ごとに全委員の合計点数を委員数で割った値（平均点[小数点第2位以下を四捨五入]）の合計を事業点とする。

③価格点

$$30 \times \frac{\text{提案者の買取希望価格}}{\text{全提案者中最高買取希望価格}} = \text{価格点 (小数点第2位以下を四捨五入)}$$

※応募者中、希望価格が最高額である者には30点を付与する（応募者が1者のみの場合も30点付与）。

3. 提示価格書

応募時に提出のあった買取希望価格を記載した「提示価格書」は、審査委員会の日まで開封しない。

開封は、審査委員会開催時、応募者のプレゼンテーション終了後に、事務局職員が審査委員の前で行う。

4. 失格

下記のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提出書類が本公募要項の規定に適合しない場合
- ②提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ③その他、本公募要項に違反すると認められる場合
- ④選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合（審査委員に対する不正接触があった場合など）